

令和5年度第1回三重県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 議事概要

日時：令和5年8月28日（月）

午後1時30分から午後3時15分

場所：オンライン会議システム（ZOOM）

1 出席委員 12名

明石典男、伊藤卓也、馬岡晋、久保田久美、近藤辰比古、志田幸雄、
高橋充子、田邊寿、玉田浩一、福森哲也、眞砂由利、森田あき子

2 傍聴者 なし

3 会長・会長代理の選出について

委員の互選により会長に馬岡晋氏が、会長代行に福森哲也氏が選任された。

4 議 題

(1) みえ高齢者元気・かがやきプラン（第8期介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画）の取組状況について

(2) みえ高齢者元気・かがやきプラン（第9期介護保険事業支援計画・第10次三重県高齢者福祉計画）の構成案について

※2つの議題について、一括して審議した。

（委員）

- ・介護人材に係る事業を受託している。コロナ禍で介護人材の養成・確保について令和4年度の実績は伸び悩んだ。今年度も研修を継続実施しており、実績を上げていきたい。
- ・人材確保のため、介護業界では新たな処遇改善制度により月額9,000円程度給与増となったが、全業種平均では賃上げで3.8%伸びたことにより、さらに開きが出たと感じる。
- ・次期計画のポイントで、介護現場における生産性向上が挙がってきている。介護現場における生産性向上は、無理無駄をなくして業務を安全にしっかりと効率的にやって職員の負担を軽減し、介護サービスの質を向上させる人材の確保・定着につなげていくことが大切だと考えている。

（委員）

- ・通いの場への参加について、コロナ禍による減がだいぶ戻ってきているという説明があった。リハビリテーション専門職として直接関わっている団体に関しては、かなり戻ってきているという気がする。ぜひ具体的な数字を把握していただけるとありがたい。
- ・感覚としては元通りにはなかなか戻ってこないのかもしれないとも思う。社会的に孤立しているような方は、なかなかコロナが明けたから元通りに戻るとはいかない方も多いという印象です。そういった部分もフォローしていただけるといいかと思う。

- ・意見になるが、介護人材について外国人も働き手が増えてきているが、やはりそれでもなかなか足りなという印象。通いの場に関わっていると、かなり動ける高齢者の方がたくさんいる。以前の高齢者のイメージとはかなり変わってきており、そういった高齢者の方々が例えば維持していったその次のステップというか、例えば就労に結びつけるとか、そういった流れが作れると次の計画ではいいのかなと思う。
- ・6本の柱はそのままということだが、是非深化していくためにはその6本がうまくつながるような仕組みを、県の方が先導していくとよい。例えばそういった通いの場を活用していくと、認知症予防についても身体活動がかなり重要になってくるので、そこにそれぞれの柱がリンクしていくような計画を是非次の計画で発展させていただければ、と感じている。

(委員)

- ・介護サービス基盤の整備ということで、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が増加傾向にあるという報告をいただいた。実際、介護支援専門員として現場にいとサ高住とかが増えてくるというのはとてもありがたいことではあるが、ただ数が増えるだけではなくて、中身の整備も必要なのかな、と日々感じている。
- ・介護支援専門員の研修等にも関わっているが、その中で事例を扱ってもこのサ高住のプランは非常に問題が多いプランがある。この利用者にとって必要なサービスが必要な分だけ提供されているのかというと、過剰プランが非常に多いのかな、ということが感じられるので、数を増やすだけではなくて、質に関しても県としても関わっていただけるとありがたいと感じている。

(委員)

- ・私からは2点話したい。1点は施設整備のこと、もう1点は人材確保について。
- ・建築費は1年比べると1.5倍ぐらい上がっているようで、建築資材や物価高騰によって整備が人材確保と合わせて難しいという状況になっている。三重県老協で会員施設の稼働率を調査したところ、令和4年度においては会員施設で約95%程度であったのが、今年度はコロナの影響もないわけではないが93%ぐらいということで、2%程低下しているというような状況と、ショートステイについても稼働率が低くなってきている。
- ・次期計画の中では、介護サービス基盤の計画的な整備のところで中長期的な地域の動向とか、介護ニーズの見込みを適切に捉えて施設サービス種別の変更など、既存施設事業者の在り方も含めて検討し、地域の実情に応じた介護サービス基盤を計画的に確保していく必要と書いていただいている。このことは評価したい。
- ・次はお願いも含めて人材確保について。まず、外国人の人材を活用しているところはもう半数を超えてきている。外国人人材なしに我々の介護事業の運営は成り立たないという状況になってきている。私どもの法人にも介護福祉士の養成校があるが、外国人人材は9割程、日本人が1割程。
- ・奨学金が受けられないと就学ができない、介護福祉士という高度人材を将来的に我々介

護事業所が確保できていかないということにもなりかねない、という状況になっている。この就学資金の活用等については、三重県でもさらに充実をしていただきたいと思っている。

- 併せて、直接的にこの計画の中に入るのかどうかということも踏まえての質問だが、外国人の学生、あるいは卒業して介護福祉士となった外国人人材について、法人に就職しても、住居の確保ができない職員がたくさんいる。
- 高齢者については、住まいの確保のことで計画に記載いただいているが、それと同様に、外国人人材も住宅を貸していただけないということが出てきている。法人や事業所が代わりに借りて住んでいただくという対応をせざるを得ないような状況等が出てくる。そういう確保ができているところにしか就職ができないというような状況も出てくる。したがって、この外国人人材等が住まいの確保ができるような環境整備をお願いしたいと思っている。

(事務局)

- 外国人人材については、今後さらに取組を深化させていく必要があると考えている。計画においても、人材確保については現計画より踏み込んで書いていきたいと考えています。
- 計画はあくまでも県の事業の全体の部分であり、細かく一事業ごとまでは書けないが、事業の実施内容を含め、外国人人材確保については取組をより深化させていきたいと思っている。今回いただいた意見を参考にして、今後の取組を検討したいと考えています。

(委員)

- 先ほど委員がおっしゃった、一番大事な介護人材の件ですが、私も同意見です。外国人の介護人材に対して様々な施策を取られているが、基本的には外国人の人材に頼らざるを得ないというか、それがメインになってくると私も考えています。
- 名称はちょっと違うかも知れませんが、急性期の病院でも回復期の病院でも、慢性期の病院でも介護人材は結構たくさんみえます。特に慢性期の医療療養病床などは、看護助手という名前が多いんですが、看護助手という名前の介護の方がかなり高い基準でみえますので、やはり人材もすごく不足しておりまして、医療療養病床でも外国人人材を採用している医療機関はかなり増えつつあります。これは医療・介護の関係なく、委員が仰ったように、活用していくには問題が多いので、もう少し県としてもまた国としても力を入れていただきたいな、というふうに思っている。
- それから2点目は地域包括ケアシステムの件です。深化推進に向けた取組ということで、先ほど事務局からご説明いただいたように、地域共生社会の実現ということで今まで以上に、いわゆる重層的支援体制ということで、各市町でも頑張っていると思っています。次の計画においてもこれは継続して、腰を落ち着けてもらいたい。
- 新型コロナ対策を始めてから3年過ぎて落ち着いたといっても、まだ今増えています。まだこれから先どうなっていくかということも、検証も含めて完全にできていませんの

で、その辺を見ながら、ぜひこの地域包括ケアシステムを、コロナ後というよりもコロナと共生する、それこそ地域共生社会の中での地域包括ケアシステムというものを考えていかなければならないと思います。

- それから1つ最後に質問ですが、先ほどの資料4の3ページ、一番下の5番のところ。次期プランと医療計画との整合性の確保というところ。最後から3行目、整合性の確保については、地域広域調整会議（協議の場）において医療関係者と有識者を交えた検討を行いたいということでご説明いただいたんですけど、そここのところだけもう1回、もう少し詳しく、どういう協議の場なのか教えていただけたらありがたいです。

（事務局）

- 介護サービスにつきましては、特にこの療養病床からの転換がありましたので、医療のサービスを受けている方から、介護に移ってくる方をしっかり介護で受け入れるだけのサービスの数を見込む必要がある。また、医療サービスの利用プラス介護のサービスが必要になるような方々も介護の方で必要なサービスを確保していく必要があります。
- 医療の提供数に合わせて、介護も必要な方のサービス量をしっかり見込んでいく必要がある。市町の介護保険事業計画における数値の見込みについて、こういう形で数字を見込んでくださいという考え方を県から提案して、それを医療関係の皆様がいる場で、そういう状況で介護に必要なサービスを見込んでいただく協議の場を、地域医療構想の場で設け、介護と医療の提供について整合性が取れるようにする調整の場として、この協議の場を設定する予定です。こちらにも年内に設定させていただければ、と考えております。

（委員）

- これは地域医療構想調整会議のことを指しているのですね。地域医療構想調整会議もですが、これは医療計画との整合性、在宅医療との整合性が多いので在宅医療推進懇話会の中でもご報告いただけますよね。

（事務局）

- 明日開催される第1回の懇話会では厳しいと思いますが、2回目にお話しさせていただければと考えています。

（委員）

- ありがとうございます。地域医療構想調整会議で扱うことは結構ですが、在宅医療推進懇話会の方が深掘りできると思うのですが、その辺の検討も含めてよろしくお願ひします。もう少し具体的に記載いただいた方が、調整の場では意味がわからないと思うので、よろしくお願ひします。

（委員）

- ・栄養士会としては、特養とかに入所される人に対して私たちは一生懸命ケアをしますが、特養に入らないように、フレイル予防ということがやっぱりとても大事だと思う。
- ・介護予防教室をコロナの間も開催していたが、なかなか人が集まらなかった。人が集まる機会も増えてきているので、栄養士会としては介護予防教室等で食事・栄養の大切さを来てくださった方に話をし、家で生活できるように助けられるように栄養士としてできることをしていきたいと考えています。
- ・どういことをさせていただいたらいいのかなと思っているのですが、また皆さんいろいろご意見があったら教えてほしいと思います。

(委員)

- ・まず、介護予防のことについては他の委員の方からご発言いただいておりますので省略したいと思います。総合事業の関係が非常に低調であるということは当市でも実感しています。この辺り、市町村支援のテコ入れが必要ではないかと思っています。
- ・それから権利擁護支援の部分ですが、日常生活自立支援事業については三重県の方に大変お世話になってやっただいていただいているところですが、市町社協が自己資金を投入してこの事業を展開しているというのが大半のところ。それについては限界を感じているということがあり、事業の推進並びに実施体制の充実の上でも、県としても将来にわたって制度を維持できる十分な予算確保及び配分をお願いしたいところです。
- ・さらには、成年後見制度との関係でいうと、第二期成年後見利用促進計画の中で、持続可能な権利擁護支援モデル事業というのができました。既にモデル事業に取り組んでいるところが全国にはありますが、残念ながら、三重県では取り組んでいないという状況です。これは意見であり、質問でもありますが、三重県として今後どうされていくかということについては、ぜひ必要な取り組みではないかなというふうに思っているところです。
- ・それから災害に対する備えというところで資料3にも挙がっているところですが、市町における避難行動要支援者名簿及びそれに基づく個別支援計画の策定について。6月に総務省から実施状況のデータが公表されたようです。それに基づく令和5年1月において、三重県は29市町中策定済1、一部策定15、未策定13ということで、ほぼ半分ぐらいしか取り組んでいない。私も把握している限りでは、一部策定というのはわずかな数しかやっていないというところもあるようです。
- ・今後震災を始めとした災害というのは近々訪れると言われてい中で、特に要配慮者、要支援者のことはどうにかしていかないととんでもないことになると思います。これについても意見並びに質問でもありますが、福祉サイドとしてかなり災害担当部署との連携を伴っていかないと、市町を誘導していただかないと難しいのではないかと思いますので、このあたりもお願いしたいです。
- ・それから介護人材のところですが、県下には福祉系の高校もございますので、強化充実についてもお願いしたいところですし、介護支援専門員が不足しているという言葉もいただいています。この部分がやはり人材確保、それから今後の需要予測を施設等

だけではなく人材の具体的な現状等も調査してはどうかと、今回は難しいかもしれませんが、そういったこともぜひお願いしたいな、というふうに思います。

- ・最後にデジタル社会のことです。そこにおいて一つ懸念材料がございまして、日本以外の他国のところでデジタル化が推進しているところの懸念材料としては、取り残されていく人たちが主に高齢者、障がい者であるということです。
- ・非常に恩恵を受ける面もあるわけですが、一方では取り残される方が想定されるので、推進とすると同時にフォローが必要であるということ。これを今後、計画に盛り込んでいく必要があるのか、というふうに考えているところでございます。
- ・ちょっと時間をオーバーいたしまして申し訳ございません。よろしくお願いします。

(事務局)

- ・成年後見制度について、先ほど委員が仰られた持続可能な事業ということで、今すぐ県として何か具体的なことをというのは検討していない状況です。しかし、第二期成年後見制度利用促進計画に基づいて来年度から県の協議会を設置して、そこでそういったことも話し合っていないといけないのかな、と考えています。補足ですが、意思決定支援研修、市町の首長さんの申立て研修、法人後見の申立て研修、市民後見の養成というものも、県としては今後この計画の中で実施していかないといけないということで考えています。
- ・災害対策についてですが、高齢者等、要支援者の避難については、高齢者の部局においても国から市町に対して災害部署と連携を進めて避難確保の体制をしっかりと検討するように言われています。県も国からのそういう通知等を活かして、そういう体制を取っていただくように依頼をしています。必要な情報等を国からもらいながら引き続き市町の高齢者の部署に対して、災害の担当課と連携してそういう避難者の支援、計画や名簿把握をしっかりとしていくように引き続き求めていきたいと考えています。

(委員)

- ・老健施設の建設許可の委員会においても、もう明らかに災害に対する備えが重要視されてきているので、いろんな面でそちらの規制が厳しくなっていくんだろうなと思います。

(委員)

- ・介護サービス基盤の整備に関して、愛知県、岐阜県でもこの数年で有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の設置が増加したということで、認知症グループホームまたは小規模多機能型居宅介護の利用者確保というところの困難が生じてきているという流れがある。
- ・愛知県と岐阜県の流れはそのまま数年後には三重県でも同じような状況が起きると思う。今後有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅をまだまだ整備していくのかどうかというところでちょっと不安なところでもある。
- ・介護人材のことだが、認知症グループホームとしては、介護する側の日本語の能力とい

うのは非常に重要になる。BPSD というのが認知症の方の関わりにおいて一番大きな問題点として出てくるが、これに対応しようと思うと外国人の方の日本語能力ではなかなか対応できにくいというところがあると思う。

- その辺のところも含めて、今後認知症ケアというものが施設の中でどのように行われていくのかというところは、個々の事業所が認識を深めながら、認知症の方の理解を深めて適切なケアをしていくことが必要だと思う。
- 話が飛んでしまったが、認知症グループホームと小規模多機能の事業所、特に小規模の事業所としては、なかなか運営自体が難しくなっている。M&A というものに盛んにアプローチをかけてきており、利益が取れないような事業所を売ってしまえばいいという考え方も一部の事業所の中には出てきている。
- 認知症ケアに関してはかなり専門性を持って対応してきたつもりだが、今後こういう考え方を定着させていくために、全体に行政も一緒になって協力していただかないと、なかなか進めることが難しいようになってきているのかな、というようなことは思った。

(委員)

- 歯科医師会の方から報告という形としたい。口腔内を清潔にすること、また口腔機能のリハビリ等の重要性が広く知られてきたところですが、令和3年の3月に各施設の口腔衛生管理体制加算というものが廃止となり、基本サービスの中に組み込まれた。要件等が変わり、全ての施設で実施することが求められるようになったと考えている。
- 経過措置が3年間あり、令和6年4月からは要件が若干緩和されて年に2回ということになったが、歯科医師や歯科医師の指示を受けた歯科衛生士がその施設に対し指導助言を行うということが始まる。
- 各施設とどのような歯科医師等が契約関係にあるということまでは把握できていないが、心当たりのある歯科医師等がない場合は、各地域の歯科医師会にお声掛けいただければ紹介するという体制を整えている。

(委員)

- 認知症施策の推進というところで認知症の人を支える地域づくり、認知症の人と家族への支援というところだと、認知症の領域に深く学んだ看護師、認知症認定看護師というものがいるので、その看護師を活用し、さらに認知症の知識、ケアの仕方を学んでいただけたらなと思っている。
- 看護人材を確保するというところで看護補助者を各施設で採用しているが、若い方々では看護補助者という職業を知らないという方々が多い。無資格でもできるということが介護の補助者というところも皆さんに、若い人たちに知られていないかと思うので、どのようにアピールをして確保していくのかというところが大切になってくるのかなと思う。
- 処遇改善、人材の規制というところは、これからは苦戦していく部分ではないのかなとは思っている。施設の経営状態、それをどれだけ人件費を出せるかどうかというところ

も非常に厳しくなってきたのではないのかなと思っている。

(委員)

- ・県から認知症コールセンターという認知症の方の電話相談業務を受託しています。それと来月（9月）の中旬だと、アルツハイマーデーがあり各地域において啓発活動など様々な事業をする。また、地域で認知症カフェの集いなど、家族の悩み事とかいろんな相談を受けています。
- ・私も施設で働いていたので、まさかといったようなことも含め、いろんなことを家族の方は言われる。認知症だから断られるとか、ショートも受けていただけないとか、お風呂も入れてもらえないとか、どこまで本当なのかというところもある。相談に来られる方は、病院とか精神病院とかいろんな普通の病院でお薬を合わせてもらうように入院させてもらうと、病気の治療とか薬の合わせもしていただけるけれど、介護という衣類を変えたりとか、そういうのをとってもらってないとかという相談を受けます。
- ・結局はやはり人材不足かなと、最低限の人数は配置されていると思うのですが、認知症の方をお世話していただくには、やはり規定の人数以上に人材が必要かと思います。県としても認知症の方の施設とかいろんな対応しているところに人材を増やしていただきたいという思いです。

(委員)

- ・各委員からご意見をいただきましたがまだ時間の余裕がございます。何かご意見やご質問があれば、ぜひよろしくお願ひいたします。

(委員)

- ・最後に委員が仰ったように、どこの施設も施設基準というのがあって、基準を守るのが精一杯みたいなのが多いのではないかという気がする。
- ・質問ですが、特養のいわゆる施設医、嘱託医のなり手が少なくなってきた、医師会の先生方も年齢を重ねているので、特養の回診もきつくなってきていて、嘱託医が少ないということが中南勢では言われている。北勢を含めて三重県全体ではどうなのかということをお教えいただきたい。

(委員)

- ・嘱託医の確保は、地域差はあるようだがかなり困っている事業所もある。嘱託医の先生を各地域の医師会を通してお願いをしている地域もある。北勢というか四日市の方は、直接事業所がお願いをして確保しているというところもある。
- ・私どももサテライト型の施設がいくつかあるが、嘱託医の先生がそろそろ引退をとということで2つの事業所を急に辞めることになって、後任の確保に半年ぐらいかかったという実態がございます。
- ・また、報酬の問題で、これも各事業所と先生の契約になるが、随分差があると聞いている。変な話だが、相場があってないようなものなので、これは全国老協が調査したと

ころによると、1回当たり数万円というところと、1月50万円ぐらいというような地域もある。そうすると経営が成り立たないが、嘱託医の先生がみえないと基準がクリアできない、そんな実態があります。

- これは答えになっているか分からないが、来年度から口腔衛生管理体制が特別養護老人ホームや老人保健施設において、今までは加算体制だったが義務化になる。歯科医師あるいはその指示を受けた歯科衛生士から技術的な指導をいただく、こういう体制を取らないと減算されるということで、口腔ケアって非常に施設でも大切なことだが、この歯科医師あるいは歯科衛生士の確保もかなり難儀をしているという事業者が多いということで、この医療と介護の連携というところを言われて久しいが、うまくできていない地域もある。
- 歯科医師あるいは歯科衛生士からこの体制を確保するために、ちょっと言い方に語弊があるかもしれないが、法外な報酬を請求されているという事業者から、県の老協に相場はいくらくらいなのかというは相談があった。これまでの加算の体制からいくと、そんなに報酬はお出しできないというような状況もあり、先ほどの嘱託医ことも踏まえて我々としても意見交換とか、情報共有、交換できるような場所を医師会、歯科医師会の先生方と持てるようなことがあればと思っていた。発言の機会をいただきありがとうございます。

(委員)

- ありがとうございます。50万円という訳の分からない数字が出てきて驚いたが、委員が言われたような意見交換会というか、情報交換会を県医師会でチャレンジできるかどうか、一度提案してみたいと思います。できるだけ前向きに検討させていただく。私が知っている限りは、このような法外な値段で動いている人は見たことがない。
- 他にはご質問ございませんか。

(委員)

- 1点質問です。県政レポートというものを拝読する中で気がついたのですが、犯罪予防というところでは警察の部署で犯罪に強い街づくりが出ていて、地域福祉の推進のところでは犯罪予防が出てくるのですが、今回の計画の前計画の中でも、再犯防止推進計画という言葉については具体的には出てこなかったのですが、今回の計画の中ではその辺りというのは出てくるような考え方になっているのでしょうか。
- 福祉と再犯防止との関連性は両方ともあるのかと思いますが、まだであれば是非検討していただけたらありがたいです。要するに、地域で温かく見守っていくということですし、再犯防止の観点では福祉的支援が非常に大事な要素となってくるのではないかと思います。

(事務局)

- 今回の会議の開催にあたり県政レポートは、こちらから送っていません。
- 犯罪のことについては、別の県の計画で謳われていることを仰られているかと思うが、

犯罪そのもの防止についてこの計画で謳っていくかどうかについては、国の基本指針等を見ながら、今後どういうところで高齢者の支援、保護をしていくか検討し、その範囲の中で書けることを書いていきたいと思っています。

- ・他の計画で進めている部分について、当然高齢者のことにつきましては長寿介護課も関わってくることであり、取組として一緒に連携することは大事だと思っています。

5 その他

令和5年度第2回高齢者福祉専門分科会は令和5年11月7日（火）に三重県人権センターにおいて対面で開催する。